特定非営利活動法人G-net

内部通報規程

第１章　総則

（目的）

第１条　本規程は、特定非営利活動法人G-net（以下、「当法人」という。）の役員及び職員等その他の利害関係者からの組織的又は個人的な不正行為に関する通報及びそれに関する相談を適切に処理するための仕組みを定めることにより、不正行為の未然防止、早期発見及び是正を図り、もって、コンプライアンス経営の強化に資することを目的とする。

（対象者）

第２条　本規程は、役員、職員、インターン等名称や雇用条件にかかわらず、当法人の業務及び活動に関わるすべてのもの（以下「スタッフ」という。）に対して適用する。

（不正行為の定義）

第３条　本規程における不正行為とは、以下の事項とする。

（１）　法令又は定款に違反する行為

（２）　スタッフその他の利害関係者の安全又は健康に対して危険を及ぼすおそれのある行為

（３）　就業規則その他の当法人の内部規程に違反する行為（ただし、人事上の処遇に関する不満を除く。）

（４）　当法人の名誉又は社会的信用を侵害し、又は低下させるおそれのある行為

（５）　その他当法人、スタッフその他の利害関係者に重大な損害を生じるおそれのある行為

第２章　通報処理体制

（スタッフの責務）

第４条　当法人のスタッフは、法人内における法令違反行為、法人内規定違反行為及び 倫理規程違反行為（以下、「不正行為」という。）を認知したときは、その是正に努めなければならない。

２　前項の不正行為が生じるおそれがある場合は、第８条の相談窓口に通報する。

（相談者及び通報者）

第５条　相談窓口の利用者は、スタッフ、その他利害関係者とする。

（情報共有の範囲）

第６条　相談又は通報において知り得た情報は、相談窓口担当の構成員に限り、共有することができる。ただし、当該相談者又は通報者の承諾のある場合にはこの限りではない。

（利益相反関係の排除）

第７条　相談および通報処理業務に携わる職員は、自らが関係する不正行為についての相談及

び通報の処理に関与してはならない。

第３章　相談・通報の対応

（相談窓口の設置）
第８条　相談および通報（以下、「相談等」という）の相談（通報）先として法人内に相談窓口を設置する。

（相談窓口担当者）
第９条　相談等に対応する者として相談窓口担当者（以下、「窓口担当者」という）を置き、代表理事が知識・経験等勘案して指定する職員を任命する。また、相談窓口統括として事務局長を充てる。

（相談等の方法）
第１０条　相談窓口の利用方法は電話・電子メール・書面・面会とする。

（相談等における配慮）
第１１条　窓口担当者は、相談等を受け付けるに際し、相談および通報者の秘密には配慮しなければならない。

（相談等受領の通知）
第１２条　窓口担当者は、電子メール・書面により相談もしくは通報がなされた場合、相談もしくは通報者に対し速やかに通報を受領した旨を通知する。

（相談・通報内容の検討）
第１３条　窓口担当者は、相談もしくは通報を受け付けた後、事務局長に報告する。
２　事務局長は、統括管理者に報告し調査が必要であるか否かについて公正、公平かつ誠実に検討する。

（調査）
第１４条　相談もしくは通報された事項に関する事実関係の調査は、事務局長が行う。

（調査における配慮）
第１５条　事務局長は、調査の実施に際し、相談もしくは通報者の秘密を守るため、相談もしくは通報者が特定されないよう調査の方法に十分に配慮しなければならない。

（協力義務）
第１６条　事務局長は、職員に対し、相談通報に係る事実関係の調査に際して協力を求めることができる。
２　職員は、通報に係る事実関係の調査に際して協力を求められた場合には、事務局長に協力しなければならない。

（調査後の措置）
第１７条　調査が終了したときは、代表理事に経過と結果を報告する。但し、通報者の氏名等の通報者が特定できる情報は通報者の同意がない限り、原則として開示しない。

２　緊急を要する事項及び経営に重大な影響を与えると認められる事項がある場合、代表理事へ速やかに報告する。
３　コンプライアンス違反行為が重大かつ悪質な場合、代表理事は、必要に応じて関係行政機関への報告、公益を損なわないための報道機関等を通じての公表をはじめ、関与者の刑事告発等の検討実施を速やかに行わなければならない。

（是正措置）
第１８条　調査の結果、コンプライアンス違反行為が明らかになった場合、法人として速やかに是正措置及び再発防止を講じなければならない。

（懲戒処分）
第１９条　調査の結果、コンプライアンス違反行為が明らかになった場合には、当該行為に関与した者に対し、就業規則に基づく処分を理事会にて決定する。

第４章　その他

（不利益取扱いの防止）
第２０条　調査についての協力等の正当な対応をした職員に対し、そのことを理由として不利益な取り扱いは与えない。法人は、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないよう必要とされる対応と処置を講ずる。

（改廃）
第２１条　この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附則
この規定は、令和２年１０月１日から施行する。